

著作権等管理事業法の概要

著作権及び著作隣接権の管理事業を行う者（著作権等管理事業者）について登録制度を実施し、著作権等管理事業者が行う業務の適正な運営を確保するための措置を講ずる。



- ①委託者の保護
- ②著作物等の円滑な流通の促進

